令和 6 年 9 月 11 日

懲戒処分の公表について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
会　長　　吉　村　真　行

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会は、令和 6 年 9 月 11 日付けにて、定款第 13 条の規定に基づき、不動産鑑定士甲に対する懲戒処分を決定したので、情報公開規程第 7 条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

1. 懲戒処分の種類　　戒　告

2. 懲戒処分の理由

甲が発行した不動産鑑定評価書は、対象不動産を平坦地と誤認する等、甚だしく適正を欠き、かつ、専門職業家としては極めて慎重を欠く軽率な行為に基づくものである。

よって、甲は本会会員に課せられた倫理規程遵守義務に違反するものと判断した。

なお、有責と認められる事項については以下のとおり。

⑴　実地調査を十分に実施することができなかったにもかかわらず、「実地調査の一部を実施することができなかった場合にあっては、その理由」を記載していない。（倫理規程第 8 条第 1 項 別表 1 不動産鑑定評価基準第 9 章第 2 節に抵触）

⑵　対象不動産の約 4 割 5 分が法地を含む崖地であるにもかかわらず、全面平坦地と誤認した結果、妥当とは言い難い鑑定評価額となっている。（倫理規程第 8 条第 1 項 別表 1 不動産鑑定評価基準第 8 章第 4 節に抵触）

⑶　上記の結果として、本件不動産鑑定評価書の利用者に誤解を生じさせ、不動産鑑定士の品位及び信用を著しく毀損した。（定款第 13 条第 1 項第 2 号相当）

以　上